

令和 7 年度八戸市女性チャレンジ講座講師派遣業務委託企画提案募集要領

1 目的

八戸市では、各企業、団体、地域社会等で今後の活躍が期待される働く女性等の地位向上に必要なビジネススキルの習得や、職業、業種を超えたネットワークの構築により、職場等における女性の活躍と積極的登用の促進、新たな女性人材の育成及び発掘を図るため講座を実施する。

より質が高く効果的な講座の実施を目的として提案を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務名

八戸市女性チャレンジ講座（以下「講座」という。）講師派遣業務

(2) 業務内容

講座への講師派遣及び講座の実施

詳細は別紙「令和 7 年度八戸市女性チャレンジ講座講師派遣業務委託企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで

(4) 委託料

委託料は、1,305,700 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 応募資格

応募資格は、以下の条件を全て満たす法人、又は複数の法人が構成する共同企業体であること。なお、共同企業体に参加するに当たっては、構成員全員がそれぞれの要件に該当すること。

(1) 日本国内に本社、本店または活動拠点を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(3) 公告の日から契約締結までの期間に、八戸市による指名停止又は入札参加資格停止を受けていないこと。

(4) 所管税務署への国税及び八戸市税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者もしくは同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者もしくは同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

(6) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号の規定に該当しない者であること。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

「様式 6 質問書」を作成し、電子メールにより提出すること。ただし、送信後、電話にて受信確認を行うこと。口頭（電話を含む）による質問は受け付けない。

(2) 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 4 月 22 日（火）午後 5 時（必着）

(3) 提出先

「11 提出・問合せ先」に同じ

(4) 回答方法等

回答は、随時八戸市ホームページに掲載し、最終回答期限を令和 7 年 4 月 24 日（木）とする。

5 応募方法

(1) 提出書類及び部数等

下表の書類について、A 4 縦で正本 1 部、副本 5 部を提出すること。

提出書類	摘要
① 八戸市女性チャレンジ講座講師派遣業務委託企画提案参加申込書（様式 1）	
② 企画提案書（様式 2－1～2－4）	
③ 経費見積書（様式 3）	
④ 会社（団体）の概要（様式 4－1）	指定内容を含む既存資料でも代替可
⑤ 誓約書（様式 4－2）	
⑥ 研修の実績（様式 4－3）	指定内容を含む既存資料でも代替可
⑦ 商業登記簿謄本等写し	証明日が提出時以前 3 ヶ月以内のもの
⑧ 財務諸表	直近 1 事業年分
⑨ 国税及び市税を滞納していないことを証明する書類	証明日が提出時以前 3 ヶ月以内のもの
納税証明書（その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明）	
市税の滞納がないことの証明書（もしくは同意書（様式 5））	※八戸市内に本店（本社）、支店・営業所等がある場合に提出すること

(2) 提出先

「11 提出・問合せ先」に同じ

(3) 提出方法

郵送又は持参

ただし、持参の場合は、土日祝を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。

郵送の場合は、一般書留または簡易書留のいずれかによるものとする。

(4) 提出期限

令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時（必着）

6 選考方法

(1) 評価方法

提出書類を下表の項目に基づき、市長が指名した採点者5名が点数評価を行う。評価点は、採点者1人あたり70点満点、合計350点満点とする。

項目	審査内容	配点
①研修の内容	八戸市が意図する講座の目的を理解し、合致した内容となっている。	10点
	企画提案発表会を支援する内容となっている。	5点
	提案講座は、独自性がある内容となっている。	5点
	オンライン研修の実施にあたり、受講者にとって円滑に受講しやすい工夫が取り入れられている。	5点
②研修の効果	専門的な手法や技法が的確に盛り込まれており、職場等での実践に役立つと見込まれる。	10点
	限られた時間内でスキル等の習得が見込まれる。	10点
	受講生同士のネットワークの構築及びモチベーションの維持が見込まれる。	5点
③研修講師	研修内容に対する講師の経歴及び実績があり、専門性のある適切な講師が配置されている。	10点
④研修費用積算	必要な経費が適切に計上され、妥当な水準である。	5点
⑤実施体制	提案内容を確実に実施する能力及び実績を有している。	5点
合 計		70点

(2) 最優秀提案者及び次点者の選定

採点者の評価表をもとに評価点数を集計し、評価点数の合計が210点以上で、かつ、合計点の最も高い者を最優秀提案者及び最高得点に次ぐ者を次点者として選定する。

ただし、最高得点が複数ある場合は、(1)表中、①及び②の合計点が最も高い順に最優秀提案者と次点者を選定する。

さらに、①及び②の合計点が最も高いものが複数ある場合は、「様式3 経費見積書」の見積金額が低い順に最優秀提案者と次点者を選定する。

見積金額も同額である場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

なお、次点者が複数ある場合の選定も同様に行う。

(3) 結果の通知及び公表

選考結果は全提案者それぞれに書面で通知する。また、最優秀提案者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を八戸市ホームページで公表する。なお、選考過程及び選考結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

7 契約

八戸市は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行い、合意に達した場合、委託契約を締結する。その者から辞退の申し出があった場合、又はその者が不適格であると判断された場合は契約を締結しないことがある。その場合、八戸市は損害賠償の責は負わないものとする。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合は、次点者と協議の上、契約を締結することがある。

8 日程

令和7年4月 1日(火)	募集公告
令和7年4月 22日(火)	質問受付期限
令和7年4月 24日(木)	質問回答期限
令和7年5月 7日(水)	提出書類提出期限
令和7年5月下旬	審査結果通知
令和7年6月上旬～中旬	契約締結

9 留意事項

(1) 費用負担

応募申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。

(2) 提出書類の変更、追加禁止

提出期限後においては、提出書類の内容変更、追加は認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りでない。

(3) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア．本募集要領及び仕様書に適合しない場合

イ．虚偽の記載をした場合

ウ．提出期限後に提案書を提出した場合

エ．複数の提案を行った場合

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類は返却しない。

(5) 申請の辞退

書類提出後、やむを得ない理由が生じたこと等により参加を辞退する場合は、速やかに「様式7 辞退届」を提出すること。

(6) 追加書類の提出

市は、提出書類を補足する資料の提出を求める場合がある。

(7) 情報公開

提出された書類等は、情報公開の対象となり、情報公開請求があった場合は、八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）に基づき公開することがある。

10 参考資料（八戸市ホームページに掲載）

(1) 第5次八戸市男女共同参画基本計画～男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2022～

(2) 女性チャレンジ講座

11 提出・問合せ先

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 男女共同参画推進室（市庁本館 4 階）

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

電話 0178-43-9217（直通）

FAX 0178-47-1485

E-mail renkei@city.hachinohe.aomori.jp

令和7年度八戸市女性チャレンジ講座講師派遣業務委託企画提案仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

八戸市女性チャレンジ講座（以下「講座」という。）講師派遣業務

(2) 業務内容

行政講座及び企画提案発表会を除く講座（5回）及び公開講座の講師派遣、講座の実施に係る業務

2 講座の概要

(1) 講座の目的

各企業、団体、地域社会等で今後の活躍が期待される働く女性等の地位向上に必要なビジネススキルの習得や、職業・業種を超えたネットワークの構築により、職場や地域社会等における女性の活躍と積極的登用の促進、新たな女性人材の育成及び発掘を図ることを目的としている。

(2) 受講対象者

令和7年5月1日現在、18歳以上49歳以下で、八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）の事業所等に通勤・通学もしくは在住している女性。受講者の登録期間は2年間。

(3) 受講人数

- ① 1年目及び2年目の登録受講者 40～50人程度
- ② 公開講座 50人程度

(4) 講座の日程・時間・会場

① 日程

回	開催日	講座	テーマ
第1回	令和7年 7月10日(木)	テーマ指定講座	アサーティブコミュニケーション研修 (開講式等の後実施)
第2回	令和7年 8月21日(木)	テーマ指定講座	セルフマネジメント研修
第3回	令和7年 9月18日(木)	行政講座	八戸市実施
第4回	令和7年10月16日(木)	テーマ指定講座	企画提案力研修
第5回	令和7年11月20日(木)	提案講座	
公開講座	令和7年11月21日(金)	提案講座	
第6回	令和7年12月18日(木)	テーマ指定講座	ナッジ理論活用研修
第7回	令和8年 2月 5日(木)	企画提案発表会	八戸市実施 (発表会、修了式開催)

② 時間

各回 13 時 30 分から 17 時までとする。ただし、第 1 回講座については、開講式、オリエンテーション、自己紹介実施後に研修を開始するため、14 時 15 分から 17 時までとする。

③ 会場

八戸市庁会議室、八戸市総合保健センター等市の指定する場所

(5) 実施方法

講師派遣による対面型の集合研修とする。ただし、感染症のまん延その他不測の事態の影響により、講師の派遣が困難となる場合は、Web 会議システムを利用したオンライン研修とする。

なお、オンライン研修の場合の受講形式は、受講者が一つの会場に集まり、会場と講師をオンラインで接続する方法とする。

3 企画提案を求める範囲

上記 2 (4) に掲げる講座（行政講座及び企画提案発表会を除く）のうち、次について提案すること。また、実施方法をオンライン研修に変更することで各回の講座内容に変更が生じる場合は、変更点についてもあわせて提案すること。

(1) テーマ指定講座

講座内容及び派遣講師について提案すること。

(2) 提案講座

講座テーマ及び内容並びに派遣講師について提案すること。ただし、次に掲げる事項に留意した内容とすること。

① 第 5 回講座と公開講座は原則として同様の内容とすること。

② 公開講座は、企業及び住民等に周知し体験してもらうことで、次年度以降の受講につながるような講座とするため、年齢や職種を問わず、広く企業及び住民等の興味関心を引く内容とすること。

③ 3 (1) の講座及び令和 6 年度に実施した講座と重複しない内容とすること。

④ 登録受講者のモチベーションの維持が期待できること。

(3) オンライン研修の実施方法及び工夫

上記 2 (5) によりオンライン研修とする場合の実施方法について提案すること。

また、オンライン研修は対面型の集合研修と比較して、受講者と講師とのコミュニケーション、講師の受講者に対するフォローが弱くなることが懸念されるため、受講者が円滑に講義を受講し、グループワークや演習を実施するための工夫について、講座の実施方法とあわせて提案すること。

4 留意事項

(1) 講座の内容

① 企画に当たっては、受講対象者の条件等に配慮し、上記 2 (1) に掲げる目的及び企画提案書（様式 2－1）に掲げるねらいが達成されるよう留意すること。

② 講座は 2 年間の登録制のため、2 年目の継続受講者及び今年度の新規受講者の両者に効果的な講座内容を提案すること。

- ③ 2年目の継続受講者が第7回講座で企画提案発表会を行うため、その発表を支援する内容とすること。

企画提案発表会概要

【目的】

講座で学んだ内容を活かし、2年間の総括として地域をより良くするための提案を企画・発表することで、今後職場や社会活動等で活躍していくための一助とする。

【内容】

「より良い八戸圏域を目指すこと」を目的とし、設定された予算以内でグループごとに選択したテーマに沿って企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う。

- ④ 公開講座の受講者の募集は、上記2(2)に掲げる条件に準じて別途行う。
 ⑤ 八戸市が必要と認める場合は、協議の上、テーマ及び内容を変更することもある。

(2) 講師の選定

- ① 講師の選定については、講座内容に即した専門性及び実績のある講師を選定すること。
 ② 病気、死亡、退職等特別な理由により講師候補者を変更する場合は、同程度の者を代理講師として、あらかじめ市に報告し承諾を得ること。

(3) 実施方法の変更

上記2(5)により実施方法をオンライン研修とする場合は、各回の1か月前を目安に、協議の上決定する。

5 講座の実施・運営

(1) 実施・運営の業務分担

	担当		備考
	八戸市	受託者	
受講者募集	○		
受講者への事務連絡	○		
会場設営	○		
講師派遣・講座実施		○	
受付・司会・進行	○		
テキスト・アンケート提供		○	
資料配布及びアンケート回収	○		
アンケート集計・実施報告書		○	各回終了後（様式任意）

(2) 講座の実施

- ① テキスト等配布資料は受講者人数分及び事務局分を講座3日前（土日祝日を除く）までに納品すること。また、同内容のデータを事務局まで送付すること。
 ② 事前課題がある場合は、別途協議すること。
 ③ 講師の送迎はしない。講師は13時までに講座会場に到着すること。
 ④ 講座の進行状況により、適宜休憩時間を設けること。
 ⑤ 講座実施上、知り得た個人情報等を漏洩及び利用しないこと（委託完了後も同様）。

- ⑥ 講座終了後、受講者の理解度や満足度を把握するためのアンケートを実施すること。また、内容についてはあらかじめ市の承諾を得ること。
- ⑦ 各講座実施後、受講者アンケートの集計結果を添付し、実施報告書を提出すること。
- ⑧ 気象庁の警報発表や大規模災害、感染症対策等、事前又は当日に講座の実施が困難であると想定される事態が生じた場合には、委託者は受託者と協議の上、本講座の実施を延期又は中止することができる。
- ⑨ その他疑義が生じた場合は、市と協議の上、最終決定すること。

(3) 実施・運営の経費の負担区分

- ① 経費の負担区分は、下表のとおりとする。その他研修に要する経費が発生した場合は、別途協議するもの。

項目	負担		備考
	八戸市	受託者	
講師料		○	
講師旅費		○	会場までの移動分を含む
テキスト等		○	テキスト及びアンケート作成、印刷
通信運搬費		○	テキスト等配布資料の納品に係るもの
研修実施費		○	オンライン研修の場合
講師応接費	○		水・茶・おしぼり
会場費	○		八戸市庁会議室、八戸市総合保健センター等
備品	○		P C、プロジェクタ、スクリーン、マイク、ホワイトボード、レーザーポインター

- ② 実施、運営に係る経費について、上記 2 (5) に掲げる対面研修、オンライン研修のどちらの実施方法の場合も対応可能な額を経費見積書（様式 3）に記載すること。

6 令和 6 年度講座実績

回	開催日	テーマ
第 1 回	令和 6 年 7 月 1 1 日 (木)	オリエンテーション・自己紹介等 ファシリテーション研修
第 2 回	令和 6 年 8 月 2 2 日 (木)	俯瞰力強化研修
第 3 回	令和 6 年 9 月 2 6 日 (木)	行政講座
第 4 回	令和 6 年 1 0 月 1 7 日 (木)	PR プロデューサーから学ぶ 伝えるためのコツとデザインのコツ
公開講座	令和 6 年 1 0 月 1 8 日 (金)	PR プロデューサーから学ぶ 伝えるためのコツとデザインのコツ
第 5 回	令和 6 年 1 1 月 2 1 日 (木)	プレゼンテーション研修
第 6 回	令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (木)	コーチング研修
第 7 回	令和 7 年 2 月 7 日 (金)	企画提案発表会、修了式